## 青森市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について (可決)

右の議案を別紙のとおり地方自治法第百十二条及び会議規則第十四条の規定により提出します。

平成二十三年十二月二十二日

青森市議会議長 花田明仁様

賛	提
成	出
者	者
青森市議会議員	青森市議会議員
大	渋
矢	谷
保	勲

" " " " " " 秋 藤 斎 村 原 藤 光 浩 憲 男 平 雄 保

"

"

奈良岡

隆

"

"

柴

田

久

子

## 青森市議会会議規則の一部を改正する規則

青森市議会会議規則(平成十七年青森市議会規則第一号)の一部を次のように改正する。

第六十二条に次の一項を加える。

3 質問者は、第一項の質問の方法について、複数の質問を一括して行う方法又は一問一答による方法を選択することができ

**ర్థ** 

附 則

(施行期日)

この規則は、公布の日から施行する。

提案理由

一般質問に一問一答方式を導入するため、提案するものである。